



発行:令和8年3月 草津市消費生活センター
 住所:草津市草津3丁目13-30
 電話:077-561-2353
 相談受付:平日9:00~16:30
 消費者ホットライン「188」(いやや)

消費生活センターつうしん

『消費生活センターつうしん』では、草津市の消費者行政の現況や知っておきたい消費生活の豆知識などを情報発信しています。

令和7年4月から令和8年2月までの草津市消費生活センター相談状況

消費生活相談件数

年度	年間件数	相談方法		
令和6年度	1,069件	電話832件	来所235件	その他2件
令和7年度 (R8.2月末まで)	1,094件	電話873件	来所220件	その他1件

年代別相談件数

	18歳未満	18歳	19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	不明
令和6年度	10件	6件	8件	106件	88件	130件	176件	159件	195件	129件	62件
令和7年度 (R8.2月末)	10件	6件	12件	130件	103件	143件	147件	133件	207件	135件	68件

昨年度よりも相談件数が増えています。年代別に相談件数を見てみると、割合としては70代以上の高齢者からの相談が多くありました。どの年齢層も、インターネットを介したトラブル相談が多く、ネット通販やメールなどのやり取り、情報検索は便利で楽しいものですが、特殊詐欺や悪質サイトなどの危険が潜んでいることも忘れてはいけません。また、トクリュウ（匿名、流動型犯罪グループ）の関与が疑われる被害も懸念されるところです。

★どの世代も共通していたのは、インターネットを利用したトラブルです。

- ・SNS広告からの通信販売（“お試し価格 500円”という広告見て化粧品を購入したが、定期購入になっていた。）（解約できない、返金に応じない、連絡がつかない）
- ・ネット注文したサイトが大手メーカーをかたったニセサイトだった。（支払ったが商品が届かない、違う品物・粗悪品）＊お金を振り込むときは個人名義でないかも注意！
- ・SNSで知り合った人に勧められて投資の取引で支払ったが、儲かったはずの金額が引き出すことができない。（ロマンス詐欺、投資詐欺、副業トラブルなど）

★(こども) 保護者の同意を得ないまま、課金してしまうトラブル相談

- ・ゲーム課金、スマホのギガ数アップを同意なしでこどもが行い、保護者に高額なクレジット請求がある。

★(学生・若者) 美容に関すること、副業・セミナーへの勧誘

- ・エステで高額な関連商品を購入させられた、予約取れず辞めたいが解約ができない
- ・「簡単な作業で収入」で副業サイト、就活等のセミナーに登録し、ローンで高額な商材を購入させられた。
- ・賃貸アパートの退去時に高額な修繕費を請求された。契約の条件、入居後の建物設備の不具合。

★(高齢者) 訪問による床下工事や外壁や屋根工事などの勧誘

- ・高齢者宅を狙った、屋根修繕や給湯器などの点検を装い、工事をしないと危険などと不安をあおって高額な施工料を契約させる「点検商法」に関する相談。

～消費生活センターでの相談事例から～



新生活に向けての転居！退去時トラブルにどう対応する？

- ◇相談事例 転勤で2年間住んでいた賃貸アパートを転居することになった。退去時に、ベッドなど家具を置いていた場所の床のへこみ修繕費用を請求された。床の全面張替えが必要らしい。修繕費用の負担はしなければいけないものなのか。(相談者 20代)
- ◆対応助言 通常使用でできたへこみなのか否かによっても状況は変わる。入居時・退去時の写真がないと、証拠がない状態ではあるが、不動産に関する相談機関を伝え、交渉法の助言を受けるよう、案内。

賃貸住宅退去時トラブルの対処法 入居前から対策を！



契約する前に、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の内容を確認しましょう

- ・禁止事項や修繕に関する事項、特に費用負担に関する項目は必ず確認し内容をよく理解したうえで契約しましょう。



入居するときには、賃貸住宅の現状をよく確認し、記録に残しましょう

- ・キズや汚れの有無、エアコンなどの設備が正常に動作するかなどできるだけ貸主側と一緒に写真やメモを取るなど入居時の状況をしっかりと確認しましょう。

退去時等のトラブルを防ぐために・・・

国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の内容も確認しておきましょう。

◆国民生活センター ホームページ記事参考

ご存じですか？

消費生活相談員のお仕事



キャッシュレス決済やインターネット上での取引の増加など、消費行動が複雑化する中で、消費者トラブルも多様なものになり、幅広い年代から相談が寄せられています。消費生活相談員は、全国の地方公共団体の消費生活センター・相談窓口配置され、商品やサービスの売買に関する消費者の相談にのり、中立・公平な立場で解決や被害の防止に導く仕事をしています。また、地域や学校で出前講座を行ったり、広報紙などを活用して消費トラブルの注意喚起を行うなど、消費者教育・啓発も行っています。

消費生活相談員になるには・・・

消費生活相談員になるには、消費生活相談員資格試験（国家資格）に合格する必要があります。資格試験は例年1回実施されています。

詳しくは（独）国民生活センターホームページをご覧ください。

消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度

<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>